

一般社団法人楽習フォーラム推進協議会 会員規約

- 第1条 本会員規約は、一般社団法人楽習フォーラム推進協議会（以下、「協議会」とする）所属の会員に関する（以下、「規約」とする）基本的事項を定める。
- 第2条 協議会に加盟し、講座を主催または共催をする団体を講座主催団体という。
- 第3条 協議会は、一般社団法人楽習フォーラム推進協議会（英文名 Gakusyu Forum Promotion Council 略称GFPC）という。
- 第4条 協議会の正会員は、協議会の目的に賛同し、かつ、協議会に加盟した団体が主催する生涯学習に関する知識または技能の修得講座を合格修了し、協議会及び協議会が指定する認定団体が発行する認定証を取得した者が、協議会に入会の申し込みをし、入会を承認された個人をいう。以下「会員」という。
- 第5条 協議会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書類を提出しなければならない。協議会は入会申込書類を確認し、入会の諸条件を満たしたと判断した場合入会を承認する。また、未成年者が入会する場合は、義務教育終了の確認と保護者の同意書の提出により許可される。
- 第6条 協議会の会員になろうとする者から第4条の申し込みがあったとき、協議会は、以下の何れかの項目に該当する場合、入会を承認しないことがある。
1. 協議会の目的や趣旨に賛同していない
 2. 第5条の入会申込書類の記載事項に、虚偽記載、誤記または業務に支障がある項目に記入漏れがあるとき
 3. 過去に協議会に入会し、本規約違反及びその他規約に違反したことを理由として退会処分を受けたことがある
 4. 会員になろうとする者が反社会勢力に属する者または団体に該当すると判断した場合や法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、及びその恐れがあると判断したとき
 5. その他協議会が不適切と判断したとき
- 第7条 会員の入会金及び年会費は次の通りとする。
- 会員 入会金 3,000円（消費税別）、年会費 3,000円（消費税別）
- 会員は、入会時に入会金を納入しなければならない。入会初年度の年会費は免除とする。入会初年度とは、入会日から同年度の3月31日までをいう。次年度以降は、4月1日から翌3月31日までを年度とし、毎年講座主催団体により定められた期日及び納付方法により年会費を納付する。納付された入会金及び年会費は返還されない。
- 第8条 会員は、認定団体、協議会及び講座主催団体の目的と趣旨をよく理解し、協議会会員としてふさわしい行動をとらなければならない。
1. 会員は、自己研鑽に励むとともに、自身が修得したその知識または技能を活かすよう、また、協議会及び講座主催団体の活動にも積極的に参加するものとする。
 2. 会員としての権利や特典を第三者に譲渡することや、その他担保にするような行為を行ってはならない。

3. 会員は、認定団体、協議会や講座主催団体などの関連団体について誤解を招くような表現や、説明をしてはならない。
4. 会員は、他の会員はもとより、協議会や講座主催団体などの関連団体の信用をなくすような行為を行ってはならない。
5. 会員は、本規約並びに会員が所属する講座主催団体の諸規則を誠実に遵守し、協議会並びに所属する講座主催団体の発展に努めなければならない。
6. 会員は、会員活動において取得した個人情報を取得目的以外で利用してはならない。

第9条 会員は次の権利を有する。

1. 自身が修得した講座のカリキュラムを指導できる。ただし、講座の主催団体が決定した講座の条件や規則に沿うものとする。
2. 協議会が、主催または後援するイベントへの参加や随時提示する会員特典、サービスへの参加をすることができる。
3. 所属する講座主催団体の特典やサービスを受けることができる。

第10条 会員は届出情報の変更、追加について速やかに届けなければならない。

1. 氏名・住所・電話番号・FAX番号・メールアドレス・金融機関口座・納品場所等の届出内容に変更や追加があった場合は、所属する講座主催団体に速やかに届出を行うこと。
2. 届出が無いまたは遅延により第9条の権利に支障があった場合、協議会は一切その責任を負わない。

第11条 介護や出産、子育て、海外赴任等の一時的な活動停止に対応するため、休会制度を設ける。

休会期間は、休会届に記載されている申請日から3年間とする。休会期間中の年会費は不要とし、その期間、第9条の会員権利は失効する。

休会者に対し期間満了等の連絡は行わず、復会は自己申請を基本とする。

休会者から期日までに復会申請が行われない場合、基本退会として手続きを行う。

第12条 会員が次のいずれかに該当するときは会員の資格を喪失する。

1. 第8条2項、3項、4項、6項にあたりと協議会が判断したとき
2. 退会をしたとき
3. 会員登録情報への連絡が一切つかなくなったとき
4. 死亡を確認したとき
5. 協議会が解散したとき
6. 年会費の未納など会員活動継続の意思がないと協議会が判断したとき
7. 会員が反社会勢力に属する者または団体に該当すると協議会が判断した場合や法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると協議会が判断したとき

第13条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、第9条の権利を失う。

また、会員がその資格を喪失した場合、既に納入した年会費その他の拠出金品は返還しない。

第14条 会員が休会・復会・退会を希望する場合は、講座主催団体にその旨を連絡すること。講座主催団体からの協議会への連絡により、その手続きを行う。

送付される所定の届出書に必要事項を記入のうえ、指定先に返信する。届出書が協議会に到着次第、正式な休会・復会・退会とする。

第15条 協議会は、会員の氏名または名称及び住所並びに協議会に加盟した団体が主催する生涯学習に関する知識または技能の修得講座を管理する。

第 16 条 協議会は、主たる事務所を東京都渋谷区恵比寿 1-20-22 三富ビル本館 5F に置く。

第 17 条 協議会は、業務上知り得た機密情報及び個人情報の保護に万全を期すものとする。

第 18 条 本規約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、協議会所在地を管轄する裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。